

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

(日EU・EPA) ガイダンス

秘密の取扱い

(ジェトロ仮訳)

2019年2月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもEUの正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[EU-Japan EPA Guidance, Confidentiality of information](#)

<https://ec.europa.eu>, © European Union, 2019

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日 EU・EPA）ガイダンス 秘密の取扱い

1. 法的根拠

第三章：原産地規則および原産地手続

第三・二十一条

原産品であるかどうかについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第三・十六条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。輸入締約国の税関当局は、税関への輸入申告の時、産品の引取りの前又は産品の引取りの後に確認を行うことができる。
- 2 1の規定に従って要求される情報には、次に掲げる事項以外の事項を含めてはならない。
 - (a) 原産地に関する申告が第三・十六条2(a)に規定する関税上の特惠待遇の要求の根拠である場合には、当該原産地に関する申告
 - (b) 産品の統一システムの関税分類番号及び用いられた原産性の基準
 - (c) 生産工程についての簡潔な記載
 - (d) 原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載
 - (e) 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載
 - (f) 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）
 - (g) 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、産品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料又は価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額
 - (h) 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、産品の重量及び産品に使用された関連する非原産材料又は重量の要件の遵守を確保するために適当なときは産品に使用された原産材料の重量
 - (i) 原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であって、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に基づく二桁番号、四桁番号又は六桁番号の様式によるもの）を含むもの
 - (j) 第三・十条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関連する情報
- 3 輸入者は、要求された情報を提供する場合には、確認の目的に関連すると認める他の情

報を追加することができる。

4 輸入者は、輸入締約国の税関当局に対し、関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条 2 (a) に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、要求された情報がその全てについて又は一若しくは二以上のデータの要素に関連して輸出者から直接提供され得るときは、その旨を通報する。

5 (…)

6 (…)

第三・二十二条

運用上の協力

1 (…)

2 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条 2 (a) に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条 1 の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、製品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、更に、当該製品の輸入の後二年以内に輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。当該情報の提供の要請においては、次に掲げる情報を含めるべきである。

- (a) 原産地に関する申告
- (b) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
- (c) 輸出者の氏名又は名称
- (d) 確認の対象及び範囲
- (e) 該当する場合には、関連する文書

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局に対し、当該情報に加えて、適当な場合には、特定の文書及び情報の提供を要請することができる。

3 輸出締約国の税関当局は、自国の法令に従い、記録を検討するため及び製品の生産において使用された設備を視察するために、証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによって行う審査を要請することができる。

4 2 に規定する要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この 4 の規定は、5 の規定の適用を妨げるものではない。

- (a) 入手可能な場合には、要請された文書
- (b) 製品の原産品としての資格についての意見
- (c) 審査の対象となっている製品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類
- (d) 製品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明

- (e) 実施された審査の方法についての情報
 - (f) 適当な場合には、裏付けとなる文書
- 5 輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものと認める場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。
- 6 (…)

第三・二十五条

秘密の取扱い

- 1 一方の締約国は、この章の規定に従って他方の締約国から自国に提供される全ての情報の秘密を自国の法令に従って保持するものとし、当該情報を開示から保護する。
- 2 輸入締約国の当局がこの章の規定に従って入手した情報については、この章の規定の実施のために、当該当局のみが使用することができる。
- 3 この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸出締約国の税関当局又は輸入締約国の税関当局が第三・二十一条及び第三・二十二条の規定の適用により輸出者から入手した業務上の秘密の情報は、開示してはならない。
- 4 輸入締約国は、自国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。ただし、輸出締約国が自国の法令に基づき当該情報の使用の許可を与えた場合は、この限りでない。

2. ガイダンス

序論

製品の原産地を確認するには、特定の生産工程、分類、非原産材料の重量または価額あるいは原産品としての資格を最終製品に付与するために用いられるその他の要素に関する知識が必要となる。

この知識には、何らかの形で開示されると、当該輸出者¹の商業的利益が害される可能性があるような機密情報が含まれることもしばしばある。いかなる場合でも、輸入税関当局が関税上の特惠待遇を付与する、もしくは否認することを決定する前に、当該製品が原産品であることを確認するための十分な情報を入手できなければならない。このことが、「営業上の秘密」を、製品の原産地に基づき関税上の特惠待遇を適用する上で重要な側面としている。この観点から、輸出者から輸入者への情報の開示と、輸出者または輸入者から税関当局への情報の開示は区別されるものである。輸出者が輸入者に対して製品の原産品としての資格について通知する方法が、確認のプロセスに関し、特に税関当局がこの確認をどのように行うかという点に影響を与える。

輸出者と輸入者の関係

契約上拘束できる場合を除いて、原産品の生産に関連する情報を輸入者とどのように共有するかを決定するのは輸出者次第である：

- 要求が**原産地に関する申告**に基づく場合（第三・十六条 2 (b)）、当該申告を作成した輸出者は、輸入税関当局によるその後の確認段階において、どの情報を輸入者と共有するかを決定する。輸出者は以下を決定することができる。
 - ・ いかなる情報も共有しない。または
 - ・ 第三・二十一条 2 に含まれる 1 つまたはそれ以上の情報要素を共有する；
 - ・ 輸出者が、当該情報が輸入者に対し機密性を有すると判断した場合、第三・二十一条 2 に含まれる 1 つまたはそれ以上の情報要素を、第三・二十一条 4 で想定される通り、輸入税関当局と直接共有すること；
- 要求が**輸入者の知識**に基づく場合（第三・十六条 2 (b)）、要求がなされた時点で輸入者が当該情報にアクセス可能であるはずであることから、輸出者は輸入者とすべての情報を共有することに既に同意していることになる。

結論：輸出者は、製品の原産品としての資格に関する情報がもしあれば、輸入者と共有するか否かを自由に決定することができる。輸入者が輸入税関当局の要求に対して、関税上の特惠待遇の要求の根拠として使用された原産地に関する申告を提出しない場合を除いて、輸

¹ 本ガイダンスにおける「輸出者」または「輸入者」という用語は、日 EU・EPA 第三・一条で定義される通りに解釈される。

入税関当局はこの段階で関税上の特惠待遇を拒否することはできない。

輸出者と輸入税関当局の関係

輸出者から輸入者への情報共有が、確認プロセスの実施を決定する：

- 要求が**原産地に関する申告**に基づく場合であって、輸出者が、輸入者を通じて、あるいは輸入税関当局に直接、いかなる情報も共有しないと決定する場合、輸入税関当局が第三・二十一条2に基づく輸入者への最初の情報要求の後に必要とするすべての情報は、行政協力を通じて輸出税関当局経由で取得されなければならない；
- 要求が**原産地に関する申告**に基づく場合であって、輸出者が第三・二十一条2に含まれる1つ以上の情報要素を、輸入者を通じて、あるいは輸入税関当局に直接共有する場合、これをもって輸入税関当局が産品の原産品としての資格を確認できるか、あるいはいかなる場合であれ行政協力を通じ取得する必要がある情報の量を制限することができる；
- 関税上の特惠待遇の請求が**輸入者の知識**に基づく場合には、輸入税関当局による確認はもっぱら輸入者に対するものとなり、いかなる方法によっても輸出者を巻き込まないものとし、税関当局間の行政協力要請による確認はできない。

輸出者と各税関当局との間のやり取り

輸入税関当局が第三・二十二条（行政協力）の手続きを通じて、輸出税関当局に対して情報を要請した場合に、輸出税関当局が（輸出者から）提供された情報を、輸入税関当局へと転送してもよいかどうかは、輸出者が第三・二十二条5に従い、決定する。

輸入税関当局から輸出者への情報の直接要求、または輸出者の施設への視察参加は、確認プロセスの一環としてはできない。しかしながら、こうした訪問は、税関相互支援協定（CMAA）²に従い、原産地規則章の規定違反の疑いがある場合には、第三・二十三条の規定の下で認められる。

結論：CMAA に基づく手続きを例外として、輸出者は、輸入税関当局と共有する情報が、もしあれば、自由に決定することができる。

各締約国当局に関する権利と義務

第三・二十五条は、原産地規則章の下で、輸出税関当局または輸入税関当局が取得した機密情報を開示から保護し、その使用を同章の目的に限定するため、主に各締約国の所管当局に向けた多数の特殊規定を含む。各締約国が自国内のデータ保護法の範囲内で、これらの規定を遵守しない場合、本協定に基づく義務の違反となる³。

² 2008年1月30日にブリュッセルで締結された、税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

³ 日本においては、個人情報保護法（2003年法律第57号）（「APPI」）が、EUデータ保護指令（GDPR）と同等の個人データの取扱いについて規定する。

第1項では、各締約国に対し、他方の締約国から得た情報の機密性を維持し、開示から保護するための一般的な義務を規定している。これは特に、行政協力の要請の後、輸出締約国から輸入締約国へ提供される、産品の原産品としての資格を裏付けるのに十分な生産工程の記述および説明などの営業秘密に対して適用される。

第2項では、いわゆる「目的制限条項」を定めている。これは、輸入締約国が輸入者、輸出者、または輸出締約国のいずれかから取得した情報を、関税上の特惠待遇が要求されている産品の原産品としての資格を立証する**目的以外**に使用してはならないことを意味する。この結果、輸入締約国の税関当局は、輸入締約国の税務当局などを含む他の政府機関と情報を共有することを禁じられる。ただし、関税上の特惠待遇を要求する産品の原産品としての資格を立証する目的で、輸入締約国が行政、司法、または準司法手続きにおいて、第三章に従って収集した情報を使用することは認められる。

第3項は、輸出締約国または輸入締約国による輸出者の同意のない情報の開示を禁じることにより、特に第三・二十二条5を補完するものである。

裁判所または裁判官によって行われるいかなる刑事訴訟手続きにおいても、第三章 B 節の適用を通じて取得された情報の使用は、輸出締約国の法律および規則に従って許可されている限りにおいて認められる。この司法協力の枠組みは、「刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定」⁴により規定される。準司法機関よりも前段階（例えば、仲裁人）の訴訟手続きにおける情報の使用は、輸出締約国からの許可の対象とはならない。

⁴ OJ L 039、12/02/201010、P. 20～35

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569